



静岡県ボート協会

静岡県ボート競技の
育成・普及・強化の為に、
是非、サポーターズ会員に加盟して
頂きますよう宜しくお願い申し上げます。
年会費：1口 1,500円～
詳細は下記をご覧ください。



静岡県ボート協会 平成30年度賛助会員（サポーターズ会員）募集のお願い

拝啓 貴殿におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃はボート競技へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年10月に愛媛県で開催されました第72回国民体育大会では『静岡県選抜』の高校生選手たちは大活躍を致しました。特筆すべき成績は少年女子クオドルブルが第4位に入賞する事が出来ました。静岡県もその成績を評価して県選抜クルーに使用する艇の予算を付けていただけるようです。

また、全国高校選抜ボート大会に使用している艇も浜松市で購入の計画が着々と進んでおります。ハード面の支援体制では順次整備されつつある状況です。この状況を更なる段階へステップアップする為により良い環境と更なる強化事業を推進していかねばなりません。本年度も賛助会員（サポーターズ会員）の皆様のご協力を是非とも宜しくお願い申し上げます。

敬具

平成30年4月
静岡県ボート協会
会長 池谷 邦行

資料①

静岡県ボート協会規約抜粋

第2章 目的及び事業

【目的】

第3条 本協会は静岡県内のボート活動の普及発達をはかるをもって目的とする。

第4条 本協会は(社)日本ボート協会に対して静岡県を代表するものとする。

【事業】

第5条 本協会はその目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 静岡県内における競漕会
- 2 静岡県代表選手の育成・選定・派遣
- 3 ボートに関する調査・研究並びに指導
- 4 競技者規定による選手資格の決定
- 5 静岡県内のボートの普及活動
- 6 その他目的達成に必要な事項

資料②

賛助会員並びにサポーターズ会員規定

第1条 この規定は静岡県ボート協会(以下「本会」という)規約第33条の規定に基づく賛助会員に関することを定める。

第2条 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同して入会した法人会員と個人会員をいう。

第3条 第2条による本会の趣旨とは本会規約第3・4・5条の目的及び事業を主とする他、本会競漕水域における地域活性化も添える。

第4条 賛助会員は、次の事項を受けることができる。

- (1) 本会主催の主要競漕会への招待
- (2) 本会主催の講演会・懇親会等の参加資格
- (3) 本会年間活動関連品の配布
- (4) 本会活動に対する意見受理

第5条 賛助会員の資格は1年間毎(4月1日～3月31日)とする。

第6条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 1口 年額 1万円 注)2口以上でも可
- (2) 個人会員 1口 年額 5千円 注)2口以上でも可

第6条2項 サポーターズ会員の会費は、次のとおりとする。

1口 年額千五百円 注)2口以上でも可

会費振替時には、1 社会人 2 大学 3 高校 4 中学 5 協会全体 のサポート対象の選択ができる。

※但し、4条における受項目はなしとし、その代わりに入金確認後、速やかにお礼状並びに 県ボート協会エンブレム付のクリアファイル1枚を進呈する。

第7条 賛助会費(サポーターズ会費)の使用目的

- (1) 本会規約第2章第5条の事業運営費の一部として使用する。
- (2) 本会競漕水域における地域活性化活動の一部として使用する。

附則 この規定は平成28年4月3日より施行する。

・ 振替口座 ゆうちょ銀行 浜松東
振替口座No 00800-7-72178 口座名 静岡県ボート協会
※ 振替料金 無料 (静岡県ボート協会が負担します)
受取人払いの用紙を必ずご使用ください。

・ 連絡先 TEL:053-454-2014 FAX:053-454-4130 静岡県ボート協会 総務委員長 鈴木宏和